資料２－３

赤字：変更箇所

広島市地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和９年度）

当　　初　令和８年６月 26 日
第１回変更　令和８年 10 月　日
広島市地域公共交通活性化協議会

１　地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）について

(1)　地域公共交通確保維持事業の内容及び事業主体に関する詳細

広島市は、人口約 120 万人、面積 906km^2 で、平地部を中心に JR 山陽本線・可部線・芸備線・呉線や広島電鉄㈱宮島線、路面電車、新交通システム（アストラムライン）といった様々な鉄軌道系公共交通機関と約 600 系統の路線バスが運行されている。

広島市では、都市化や高度経済成長による急激な人口増加による宅地需要の高まりに伴って、平地部周辺の丘陵地を中心に戸建て住宅が立ち並ぶ住宅団地が数多く開発されたが、こうした団地などでは必ずしも公共交通が充実していない。また、市制施行後、周辺町村の編入により市域を拡大してきており、市域の端部には山村振興法指定地域などの交通不便地域が存在している。

こうした地域において、高齢化や免許返納等によって移動手段が限られる住民が増加する中、地域内と地域外を結ぶ幹線交通への乗換や、医療機関や商業施設等への移動を目的とした地域内の移動手段の確保が課題となっていることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、地域の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組む必要がある。

【対象路線等一覧】

交通機関	路線名又は運行地区	運行形態	実施主体（構成団体）		運行会社
路線バス	今吉田線	路線定期	広島交通㈱	（　－　）	広島交通㈱
	阿戸線	路線定期	朝日交通㈱	（　－　）	朝日交通㈱
	深川線	路線定期	広島バス㈱	（　－　）	広島バス㈱
乗合タクシー	安佐北区 口田地区	路線定期	やぐちおもいやりタクシー活性化協議会	（地域住民、運行事業者、学識経験者、中国運輸局、広島市）	㈲やぐちタクシー
	安芸区 中野・中野東地区	路線定期	中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈲中野タクシー
	安佐南区 大塚西地区	路線定期	大塚・伴南地区生活交通支援協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈱フォーブル
	安佐北区 可部・亀山地区	路線定期	福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	㈲カオル交通
	東区福田地区	路線定期	福田地区生活交通対策協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	つばめ交通㈱
	東区戸坂地区	区域運行	戸坂ともいきタクシー運営協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	はと第一交通㈱
	安佐北区 山倉地区	路線定期	山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会	（地域住民、運行事業者、広島市）	広島交通㈱

⑵　地域公共交通確保維持事業の運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

⑶　地域公共交通確保維持事業の運行系統の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定手法

ア　各系統に係る運行１回当たりの平均利用者数の目標

路線名又は運行地区	令和９年度 (R8.10-R9.9)	令和７年度実績 (R6.10-R7.9)	目標設定の考え方
安佐北区 口田地区	4.9 人	4.2 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安芸区 中野・中野東地区	5.4 人	4.9 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐南区 大塚西地区	5.3 人	4.4 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐北区 可部・亀山地区	4.0 人	4.2 人	令和７年度の利用者数に、直近３か年の人口増減率を乗じて算出
東区福田地区	4.5 人	4.0 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
東区戸坂地区	3.2 人	2.8 人	令和８年４月から土曜日の運行を廃止したため、本格運行開始後の令和６年度～令和７年度の平日の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
安佐北区 山倉地区	1.7 人	―	実験運行時（R7.11～R8.9）の利用者数に、直近３か年の当該地区の交通不便人口増減率を乗じて算出
今吉田線 (安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区)	10.3 人	9.2 人	直近３か年の利用者数の伸び率を基に推計した人数に、直近３か年の沿線の交通不便人口増減率を乗じて算出
阿戸線 (安芸区阿戸町・熊野町)	5.7 人	5.9 人	令和７年度の利用者数に、直近３か年の沿線の交通不便人口等増減率を乗じて算出
深川線	17.7 人	―	令和６年度実証運行時の利用者数を基に算出 ※令和８年３月から運行を開始しており、令和７年度の利用実績が無いため、令和８年度計画の目標値を据え置き

イ　全系統に係る収支率及び広島市の補助額の目標

目標値	令和９年度 (R8.10-R9.9)	令和７年度実績 (R6.10-R7.9)
収支率	13.2%	12.9%
広島市の補助額	55,069 千円	44,511 千円

ウ　事業の効果

当該路線等を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

エ　目標・効果の評価手法・測定手法

利用実績の集計や住民ヒアリングを行う。

⑷　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

安佐北区 口田地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、やぐちおもいやりタクシー活性化協議会が負担。
安芸区 中野・中野東地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、運行予定者及び中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会が負担。
安佐南区 大塚西地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、大塚・伴南地区生活交通支援協議会が負担。
安佐北区 可部・亀山地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会が負担。
東区福田地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福田地区生活交通対策協議会が負担。
東区戸坂地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、戸坂ともいきタクシー運営協議会が負担。
安佐北区山倉地区	乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会が負担。
今吉田線 （安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）	今吉田線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び北広島町が負担。
阿戸線 （安芸区阿戸町・熊野町）	阿戸線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び熊野町が負担。
深川線	深川線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市が負担。

2　地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金）について

⑴　車両の取得に係る目的・必要性

［今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）］

当該路線は大型バスにより運行されていたが、広島電鉄㈱から広島交通㈱への路線の移管に当たり、将来にわたり持続可能なものとするためには、運行経費の削減を図る必要があったことから、路線の需要に合わせて、令和4年9月及び同年10月に小型車両（13人乗り）を新たに3台※導入したものである。

※　このうち1台が、令和7年12月の故障により走行不能となったため、令和8年1月からは2台で運行している。

［阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）］

令和4年10月に広島電鉄㈱から朝日交通㈱へ路線を移管し、同社が当該路線を運行することに伴い、令和6年4月及び同年5月に中型バス（36人乗り）を新たに2台導入したものである。

⑵　車両の取得に係る定量的な目標・効果

［今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）］

○　目標（今吉田線の運行１回当たりの平均利用者数）

令和9年度 (R8.10-R9.9)	令和7年度 (R6.10-R7.9)
10.3人	9.2人

○　効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、車両の小型化により、運行経費が削減され、路線の持続性が高まるとともに、機動性を活かして大型バスでは乗り入れができなかった場所での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保及び収益の改善につながる。

［阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）］

○　目標（阿戸線の運行１回当たりの平均利用者数）

令和9年度 (R8.10-R9.9)	令和7年度 (R6.10-R7.9)
5.7人	5.9人

○　効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、車両の小型化により、機動性を活かしてこれまでの車両では乗り入れができなかった経路での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保及び収益の改善につながる。

⑶　車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

表６を添付

今吉田線の車両の購入費用総額 28,169,483 円※から、国庫補助金を差し引いた額の 1/2 を広島市及び北広島町が運行事業者に対して補助することとしている。

阿戸線の車両の購入費用総額 35,400,000 円から、国庫補助金を差し引いた額を広島市及び熊野町が運行事業者に対して補助することとしている。

※　今吉田線の車両について、令和７年 12 月の故障により走行不能となった１台については、令和８年１月以降は補助対象外となっている。

＜会議の開催状況と主な議論について＞

地域公共交通計画「別紙」について、協議会での審議結果は以下のとおりである。

○　地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和８年度）

策定/変更	協議会名	承認日
策定	令和６年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会議	令和７年３月１８日
	第２４回広島市地域公共交通活性化協議会	令和７年３月２１日
第１回変更	令和７年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会議	令和８年３月１８日
	第２８回広島市地域公共交通活性化協議会議	令和８年３月３１日
第２回変更	令和８年度第１回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年５月２７日
	第２９回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年６月１日

○　地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和９年度）

策定/変更	協議会名	承認日
策定	令和８年度第１回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年５月２７日
	第２９回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年６月１日
第１回変更	令和８年度第２回広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会	令和８年１０月１９日
	第３１回広島市地域公共交通活性化協議会	令和８年１０月　日

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

9年度

※乗合タクシーの地域協議会において、利用状況や地域の要望を基に運行ルートや運行日等の変更が生じる可能性がある。
　また、道路工事等に伴う交通規制によって、運行ルートや運行日数に変更が生じる可能性がある。

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
広島市	（有）やぐちタクシー	(1) 系統①	フレスタロ田南店前	コープ高陽前・矢口駅	フレスタロ田南店前	往 8.8km 循環	238日	1190回			路線定期	②(2)	・JR（芸備線）安芸矢口駅と接続	③
		(2) 系統②	フレスタロ田南店前	コープ高陽前・矢口駅	上矢口上	復 10.0km 循環	238日	1190回			路線定期	②(2)	・JR（芸備線）安芸矢口駅と接続	③
	（有）中野タクシー	(3) 上平原線	上平原	JR中野東駅前	安芸市民病院	往 8.9km 復 9.0km	90日	360回			路線定期	②(2)	・JR（山陽本線）中野東駅及び安芸中野駅と接続 ・芸陽バス㈱西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接	③
		(4) 山王押手上線	山王桜台	JR安芸中野駅前	安芸市民病院	往 11.1km 復 11.1km	97日	388回			路線定期	②(2)	・JR（山陽本線）中野東駅・安芸中野駅と接続 ・芸陽バス㈱西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接	③
	（株）フォーブル	(5) 大塚西	下城ハイツ上	大原駅・Aシティ中央	下城ハイツ上	往 13.6km 循環	145日	725回			路線定期	②(2)	・アストラムライン 伴中央駅、大原駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄・備北交通 広島～三次・庄原・東城線　Aシティ中央バス停において接続	③
	（有）カオル交通	(6) 系統1	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 8.1km 循環	144日	144回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
		(7) 系統2	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 12.0km 循環	144日	576回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
	つばめ交通(株)	(8) 系統1	ユアーズ	福田停留所（上）	ユアーズ	往 9.4km 循環	145日	435回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス（路線番号29・深川線）と福田停留所等において接続	③
		(9) 系統2	ユアーズ	福田停留所（上）	セブンイレブン	往 11.5km 循環	145日	435回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス（路線番号29・深川線）と福田停留所等において接続	③
	はと第一交通㈱	(10) 戸坂ともいきタクシー		戸坂地区			243日	1944回			区域運行	②(2)	・JR芸備線 戸坂駅と接続	③
	広島交通(株)	(11) 山倉ふれあいバス	大明神	フジ三入店 町屋記念碑前	ウォンツ三入店	往 4.2km 復 4.2km	92日	368回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄　上根・吉田線と町屋記念碑前停留所において接続	①
広島市・北広島町	広島交通(株)	(12) 今吉田フィーダー（56010）	可部駅前	北部医療センター	今吉田公民館	往28.6km 復28.6km	241日	482回			路線定期	②(1)	・JR可部線 あき亀山駅、可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
		(13) 今吉田フィーダー（56020）	可部駅前	上大毛寺	今吉田公民館	往27.8km 復27.8km	365日	1938回			路線定期	②(1)	・JR可部線 可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
広島市・熊野町	朝日交通(株)	(14) 阿戸線（501）	熊野営業所	熊野町役場・初神・新宮	阿戸学校	往 9.8km 復 9.8km	365日	2541回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号3、21、40、41及び42）と熊野営業所において接続	③
		(15) 阿戸線（502）	阿戸学校	新宮・初神・萩原下	フジ熊野店	往 7.9km 復 7.9km	365日	1585回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号40、41及び42）と熊野消防署前等において接続	③
広島市	広島バス㈱	(16) 深川線（29-27）	小河原車庫	温品4丁目 大須3丁目	小河原車庫	往 21.8km 循環	365日	1095回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号2）と温品4丁目において接続	③
		(17) 深川線（29-28）	小河原車庫	温品4丁目 イオンモール広島府中	小河原車庫	往 23.6km 循環	365日	1460回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス（路線番号2）と温品4丁目において接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	広島市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	1,039,093
交通不便地域等	68,020

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
27,597	広島市安佐北区口田南三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目の一部、安芸区中野東、中野の一部、安佐南区大塚西二丁目の一部、安佐北区亀山五丁目及び可部六丁目の一部、東区福田三丁目、七丁目、八丁目及び福田町の一部、東区戸坂惣田二丁目ほか22町、安佐北区三入七丁目	局長指定
39,729	別紙の通り	山村振興法
694	南区似島町	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
広島市地域公共交通計画	令和4年3月30日	―
広島市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年10月18日	令和5年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
広島市・北広島町	広島交通㈱	1	(11)(12) 今吉田フィーダー（56010,56020）	小型車両			13	R4.9			一括
		2	(11)(12) 今吉田フィーダー（56010,56020）	小型車両			13	R4.10			一括
広島市・熊野町	朝日交通㈱	3	(13)(14) 阿戸線（501,502）	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.4			割賦
		4	(13)(14) 阿戸線（501,502）	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.5			割賦

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。